

栃木県保育教諭等資格取得支援事業実施要綱

第1 目的

保育士資格や幼稚園教諭免許状の取得を支援し、認定こども園等における保育教諭等の人材の確保を図ることにより、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、県が実施主体となり、本事業を実施する。

第2 補助対象事業

この要綱において、次の表に掲げる事業を補助対象事業とする。

No.	事業名	事業内容
1	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（別添1）	認定こども園等に勤務する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援する。
2	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業（別添2）	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例活用による保育士資格取得を支援する。
3	保育所等保育士資格取得支援事業（別添3）	保育所等に勤務する保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援する。
4	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業（別添4）	認定こども園等に勤務する保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得等を支援する。

※ 「認定こども園」…「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

第3 補助基準額

補助基準額については、別添に定めるとおりとする。

第4 経費の補助

県は、別添に掲げる事業者が第2に定める事業の対象経費に要した費用について、栃木県保育教諭等資格取得支援事業費補助金交付要領に定めるところにより、予算の範囲内で補助する。

第5 実施計画書

補助を受けようとする者は、令和7(2025)年3月31日までに、様式1の実施計画書を県に提出することとする。県は、実施計画書が提出された際は、内容を確認し、本事業の対象の可否を提出した者に通知することとする。

附 則

この要綱は、令和6(2024)年度事業分に適用する。ただし、令和5(2023)年度末までに採択したものについては従前の例によるものとする。

別添 1

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

1 事業の目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設に勤務する者について、幼稚園教諭免許状を有する者が「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等児童家庭局長通知）別表の②③（以下「特例制度」という。）を活用することにより保育士資格を取得するために要した児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等及び保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する際における代替保育士の雇上に伴う費用の補助を行う。

(2) 実施要件

- ① 本事業の対象となる施設は、県内（宇都宮市内を除く。）に所在する認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設であること。
- ② 本事業の対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

ア 養成施設受講料等

- (ア) 対象施設に勤務しており、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者であり、特例制度の対象者であること。
- (イ) 令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日までの間に、特例制度を実施している養成施設において教科目の受講を開始していること。
- (ウ) 養成施設における教科目修得後、児童福祉法施行規則第 6 条の 11 の 2 により試験の全てを免除され保育士資格を取得する者であること。
- (エ) 保育士登録後、令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日までの間に認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設において勤務し、原則 1 年以上勤務すること。
- (オ) 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けていないこと。

イ 代替保育士雇上費

別添 4「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」において幼稚園教諭免許状取得に当たっての受講料補助の対象となる保育士の代替として、当該事業の対象施設（公立を除く。）に雇上された保育士であること。

(3) 事業者

- ① 養成施設受講料等
本事業の対象施設の設置者
- ② 代替保育士雇上費
別添4の事業の対象施設の設置者

3 対象経費・補助率・補助基準額

経費区分	対象経費	補助率	補助基準額
養成施設受講料等	養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税※	1/2	対象経費の 1/2 （1人当たり上限額 10万円）
代替保育士雇上費	代替保育士の雇上費	10/10	1日当たり 7,690円

※ 養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われたものに限る。ただし、その他の検定試験の受講料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用、養成施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、交通費及びパソコン等の器材費は含まない。

4 留意事項

- (1) 養成施設受講料等は、対象者が保育士資格証を受け、対象施設に勤務することが決定した後に補助することができる。
- (2) 代替保育士雇上費についても、幼稚園教諭免許状の取得に必要な大学等における単位修得に当たっての授業や試験等を受けるため、当該施設に勤務していない期間に代替保育士を雇用する場合の経費であることから、幼稚園教諭免許状授与後の1年間の勤務にかかわらず、補助することができる。

別添 2

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

1 事業の目的

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例を活用した保育士資格取得を支援することにより、保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

特例制度を活用することにより保育士資格を取得するために要した養成施設の受講料等の補助を行う。

(2) 実施要件

本事業の対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 幼稚園教諭免許状を有しており、特例制度の対象者であること。
- ② 令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から令和 7 (2025) 年 3 月 31 日までの間に、養成施設において教科目の受講を開始していること。
- ③ 養成施設における教科目修得後、児童福祉法施行規則第 6 条の 11 の 2 により保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者であること。
- ④ 保育士登録後、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から令和 7 (2025) 年 3 月 31 日までの間に県内（宇都宮市内を除く。）に所在する保育所等（※）において勤務し、原則 1 年以上勤務すること。

（※）保育所等

（ア）保育所

（イ）認定こども園

（ウ）認定こども園への移行を予定している施設

（エ）小規模保育事業 A 型又は小規模保育事業 B 型を行う事業所

（オ）事業所内保育事業を行う事業所

（カ）認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設

（キ）乳児院

（ク）児童養護施設

- ⑤ 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けていないこと。

(3) 事業者

本事業の対象者又は対象者が勤務する施設の設置者

3 対象経費・補助率・補助基準額

経費区分	対象経費	補助率	補助基準額
養成施設受講料等	養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上	1/2	対象経費の 1/2 （1 人当たり上

	記経費の消費税※		限度額 10 万円)
--	----------	--	------------

※ 養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われたものに限る。ただし、その他の検定試験の受講料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用、養成施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、交通費及びパソコン等の器材費は含まない。

4 留意事項

養成施設受講料等は、対象者が保育士資格証を受け、対象施設に勤務することが決定した後に補助することができる。

別添 3

保育所等保育士資格取得支援事業

1 事業の目的

保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院又は児童養護施設（以下本事業において「保育所等」という。）に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、保育所等における保育士の確保を図り、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した養成施設の受講料等の補助を行う。

(2) 実施要件

① 本事業の対象となる施設は、県内（宇都宮市内を除く。）に所在する保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院又は児童養護施設（いずれも公立を除く。）とする。

③ 本事業の対象となる保育所等に勤務する保育従事者は、次の要件を全て満たすこと。

ア 令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日までの間に、養成施設において教科目の受講を開始していること。なお、保育士資格を取得するに当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第 6 条の 11 の 2 により保育士試験の全てを免除される方法によること。

イ 保育所等に勤務する保育従事者は、保育士登録後、令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日までの間に当該保育所等において勤務し、原則 1 年以上勤務すること。

ウ 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けていないこと。

(3) 事業者

本事業の対象施設の設置者

3 対象経費・補助率・補助基準額

経費区分	対象経費	補助率	補助基準額
養成施設受講料等	養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税※	1/2	対象経費の 1/2。 ただし、以下の上限あり。 ①養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者：1 人当たり上限額 30 万円 ②保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者 ・「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等児

			童家庭局長通知) 別表の②③を活用する者 (以下「特例制度対象者」という。) : 1人 当たり上限額 10 万円 ・上記通知別表の①を活用する者 : 1人当 たり上限額 20 万円
--	--	--	--

※ 養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われたものに限る。ただし、その他の検定試験の受講料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用、養成施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、交通費及びパソコン等の器材費は含まない。

4 留意事項

養成施設受講料等は、対象者が保育士資格証を受け、対象施設に勤務することが決定した後に補助することができる。

別添 4

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

1 事業の目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得等を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設に勤務する者について、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するため又は要した幼稚園教諭を養成する大学やその他の施設（以下「大学等」という。）の受講料等、幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における代替幼稚園教諭の雇上に伴う費用の補助を行う。

(2) 実施要件

① 本事業の対象となる施設は、県内（宇都宮市内を除く。）に所在する認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設であること。

② 本事業の対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

ア 免許取得に係る受講料等

(ア) 対象施設に勤務しており、保育士資格を有し、保育士登録されているが幼稚園教諭免許状を有しない者であり、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）附則第 18 項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度の対象者であること。

(イ) 令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日までの間に、大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始していること。

(ウ) 大学等における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与され、令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日までの間に認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設において勤務し、原則 1 年以上常勤職員として勤務すること。

(エ) 雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けていないこと。

イ 代替幼稚園教諭雇上費

別添 1「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭の代替として、当該事業の対象施設（公立を除く。）に雇上された幼稚園教諭であること。

(3) 事業者

① 免許取得に係る受講料等

本事業の対象施設の設置者

② 代替幼稚園教諭雇上費

別添1の事業の対象施設の設置者

3 対象経費・補助率・補助基準額

経費区分	対象経費	補助率	補助基準額
ア 免許取得に係る受講料等	養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税※	1/2	対象経費の 1/2 （1人当たり上限額 10万円）
代替幼稚園教諭雇上費	代替幼稚園教諭の雇上費	10/10	1日当たり 7,690円

※ 大学等の長が証明する養成施設に対して支払われたものに限る。ただし、その他の検定試験の受講料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、大学等が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用、大学等が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、交通費及びパソコン等の器材費は含まない。

4 留意事項

- (1) 免許取得に係る受講料等は、対象者が幼稚園教諭免許状の授与を受け、対象施設に勤務することが決定した後に補助することができる。
- (2) 代替幼稚園教諭雇上費についても、保育士資格の取得に必要な養成施設における単位修得に当たっての授業や試験等を受けるため、当該施設に勤務していない期間に代替幼稚園教諭を雇用する場合の経費であることから、保育士登録後の1年間の勤務にかかわらず、補助することができる。